

東西愛宕小統合に伴う通学区域の弾力的運用（メモ）

1. 全学年、指定校変更により、隣接学区から統合新校に就学できることとする。
ただし、この特例には年限を定める。

<指定校変更審査基準>

	項目	内容	期間
①	市内で転居した場合	現籍校に引き続き就学する	全学年卒業まで
②	学校選択制または指定校変更により小学校卒業まで通学を認められた者の場合	在籍する小学校の属する通学区域の中学校へ進学する	全学年卒業まで
③	指定校とは別の学校に兄弟姉妹が在籍している場合	兄弟姉妹の在籍する学校に就学する	全学年卒業まで
④	隣接する通学区域の学校を希望する場合 (新1年生については、学校選択制による)	隣接する通学区域の小・中学校へ就学する (距離・通学時間が著しく優位な場合)	全学年卒業まで
⑤	希望する部活動がない場合 (新1年生については、学校選択制による)	希望する部活動がある学校に就学する	全学年卒業まで
⑥	通学区域外に居住し、今後1年以内に通学区域内に住居を定めることが確実な場合	当該通学区域の学校に就学する	通学区域内に居住する予定の1年前から
⑦	共稼ぎ家庭・ひとり親家庭・自営業等の場合	児童の預かり先又は店舗等の住所地の通学区域の学校へ就学する	全学年卒業まで
⑧	病気治療又は心身上の理由がある等教育上の配慮を要する場合	指定校への通学が困難等の身体的理由又は、いじめ・登校拒否等の精神的理由により指定校以外の学校に就学する	就学校及び就学期間は学校長と協議して定める
⑨	その他教育委員会が認める場合	その都度定める	